

蓄電池逆潮流電力買取約款

2026年7月16日実施

株式会社東急パワーサプライ

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	約款等の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	2
II	契約の申込み・成立	2
5	契約の要件	2
6	本契約の申込み	3
7	本契約の成立	3
III	系統連系受電契約等	3
8	系統連系受電契約に関する対応	3
IV	買取料金および買取料金の支払い	3
9	買取料金	3
10	買取料金の支払い	4
V	損害賠償等	4
11	損害賠償	4
12	不 可 抗 力	4
VI	契約期間、変更および終了	5
13	申込み内容の変更	5
14	本契約名義の承継ならびに変更	5
15	契約期間および中途解約	5
16	契約の解除	5
17	本契約終了後の債権債務関係	6
VII	そ の 他	6
18	反社会的勢力排除に関する条項	6
19	免責事項	7
20	第三者への委託	7
21	準拠法および管轄裁判所	7
22	誠 実 協 議	8
	附則（実施期日）	9

I 総 則

1 適 用

- (1) この蓄電池逆潮流電力買取約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社東急パワーサプライ（以下「当社」といいます。）が別途定める「蓄電池無償貸与約款」（以下「貸与約款」といいます。）を適用するお客さまに逆潮流電力が発生した場合に当該逆潮流電力を買い取るサービス（以下、「本サービス」といいます。）についての買取料金、適用条件、手続き等を定めるものです。また、本約款に定めのない事項は、貸与約款によるものといたします。
- (2) 本約款は、東京都（原則として離島は除きます。）にお住まいのお客さまに適用します。ただし、本項の記載にかかわらず、当社が別途認めた地域についても適用します。

2 約款等の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、本約款の条件は、変更後の本約款によります。
 - イ 託送供給等約款等が改定された場合、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等の重要な変化があった場合、本約款を変更することがあります。
 - ロ 貸与約款の内容が変更された場合、本約款を変更することがあります。
 - ハ 法令・条例・規則・指針・ガイドライン等の制定または改廃により、本約款を変更する必要性が生じた場合
 - ニ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ホ イからニまでに掲げる事由以外の事由であって、社会情勢の変化および当社が必要と判断した場合等合理的な理由により、本約款を変更する必要性が生じた場合
- (2) 当社は、本約款の変更を行う場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてあらためてお知らせいたします。この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。
- (3) 当社は、本約款の変更を行う場合は、その内容および効力発生時期について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 第1項に基づく本約款の変更によって生じたお客さまの損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。原則として、本約款において特に定義されている場合を除き、貸与約款または当社の電気需給約款【低圧】における用語と同一の意味で用いるものとします。

(1) 本 契 約

6（本契約の申込み）および7（本契約の成立）の規定に従って成立し、本約款を内容とする、契約をいいます。

(2) 本契約期間

15（契約期間および中途解約）(1)に定める本契約の期間をいいます。

(3) 逆潮流電力

本件供給において、本件建物で消費しきれずに一般送配電事業者が維持・運用する送配電設備へ逆潮流する電気をいいます。

(4) 電気事業法

電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(5) 託送供給等約款

電気事業法第18条にもとづき経済産業大臣により認可され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(6) 系統連系受電契約

託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者等を代理して、一般送配電事業者等と発電者の間で直接の契約関係として成立させる、系統連系受電サービスに係る契約をいいます。

4 単位および端数処理

本契約等において料金その他を計算する場合、計量単位は1キロワットまたは1キロワット時とし、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

Ⅱ 契約の申込み・成立

5 契約の要件

- (1) お客さまが本約款、重要事項説明、貸与約款、その他の説明事項等を承諾の上で、本約款に申込みいただくこと。
- (2) お客さまが当社との間で貸与約款を適用されていること。（同時に申し込む場合も含みます。）
- (3) お客さまが当社との間で電気小売供給契約（原則として、東急でんき料金定義書に定める「ライフフィットプランB」または「ライフフィットプランC」）を締結し、少な

くとも本契約期間の間、これを維持することを条件とします。

6 本契約の申込み

お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の様式により、申込み（以下「本申込」といいます。）をしていただきます。

7 本契約の成立

本契約は、お客さまが5（契約の要件）の各項すべての事項に定める条件すべてを満たしていると当社が判断し、本申込を当社が承諾したときに、成立いたします。

Ⅲ 系統連系受電契約等

8 系統連系受電契約に関する対応

お客さまおよび当社は、系統連系受電契約に関し、託送供給等約款等に基づき、以下のとおり対応することといたします。

- (1) 当社は、一般送配電事業者等を代理して、お客さまとの間で、系統連系受電契約を締結いたします。
- (2) お客さまが新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (3) お客さまが系統連系受電契約の変更を当社に申し出ていただいた場合、当社は、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者等へ申し出いたします。
- (4) 一般送配電事業者等が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、当社は、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- (5) お客さまは、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者等が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾することといたします。

Ⅳ 買取料金および買取料金の支払い

9 買取料金

- (1) 買取料金は、買電量にかかわらず年額一律に以下の価格（消費税相当額を含む）といたします。なお、買取料金の適用は年度単位とし、当該年度の途中で本約款、貸与約款または当社との小売供給契約を解約または解除した場合には適用いたしません。

買取料金	3,000円/年
------	----------

- (2) (1)に定める買取料金は、当社が貸与約款に基づく蓄電設備を電力広域的運営推進機関や電力需給調整力市場取引所等（以下、総称して「電力機関等」といいます。）に登録し、電力機関等からの指令に基づき充放電を実施することにより当社が収益を得られる場合にのみ支払うものといたします。

10 買取料金の支払い

- (1) 買取料金は、原則として適用年度の翌年度5月請求分の電気料金から減額させていただきます。請求料金が買取料金を下回る場合、減額できなかった料金については翌月以降の電気料金から減額をさせていただきます。なお、当社との電気小売供給契約が消滅したことにより電気料金から減額ができない場合は、買取料金の全部または一部を放棄したものとみなします。
- (2) 当社と電気小売供給契約を締結され、その料金を支払期限内にお支払いいただけなかった場合には、買取料金による減額を留保させていただくことがあります。お客さまの当社に対する債務が存在する場合（上記電気小売供給契約の債務を含み、これに限られないものとします。）、買取料金と相殺させていただくことがあります。

V 損害賠償等

11 損害賠償

当社の故意または重過失による場合を除き、当社は、お客さまが受けた損害についてその原因にかかわらず賠償責任を負わないものとします。なお、当社の故意または重過失により賠償責任を負う場合、直接損害に限られ、逸失利益および間接損害を含まないものといたします。

ロ お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまは、当社に対してその賠償責任を負うものといたします。ただし、お客さまに故意または重過失がある場合を除き、その賠償責任は直接損害に限られ、逸失利益および間接損害を含まないものといたします。

12 不可抗力

地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争、テロその他の不可抗力が発生したことにより、各当事者による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、お客さままたは当社は、相手方に対して本契約の全部を解除することができます。なお、本条により本契約が解除される場合、その後の処理については、両当事者間で誠実に協議のうえ、これを定めるものとします。

VI 契約期間、変更および終了

13 申込み内容の変更

お客さまが本申込の内容の変更を希望される場合、当社による承諾が必要となります。
この場合、当社所定の様式により、変更の申込みを行っていただきます。

14 本契約名義の承継ならびに変更

- (1) 売買、相続等により貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の所有権その他の利用権限の全部もしくは一部の移転が発生した場合、お客さまは、新たに貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の所有者または利用者となる方に、本契約を異議なく承継していただくものとします。ただし、本項の記載は、お客さまの譲受人が貸与約款に定める23（契約期間および中途解約）(2)ニの規定にもとづき本契約を解約することを妨げないものとします。
- (2) 新たなお客さま（上記(1)の承継によるお客さまを含みますが、これに限られないものとします。）には、従前のお客さまの本契約に関するすべての権利義務を受継ぎ、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。
- (3) 上記(1)により、本契約名義の変更についてのお申込みがあった場合、当社は新たなお客さまについて所定の審査のうえ、承諾の可否を決定し、通知するものとします。

15 契約期間および中途解約

- (1) 本契約期間は、貸与約款に定める契約期間と同一とし、本契約を締結した日から貸与約款に定める契約期間の満了日までといたします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、お客さま（二にあってはその譲受人をいいます。）は、次のいずれかに該当する場合は、本契約の全部を解約することができます。この場合、お客さまは、すみやかに当社にその旨を通知するものといたします。
 - イ 貸与約款による契約の解約を希望される場合
 - ロ 貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の所有権その他の利用権限の全部もしくは一部を第三者に譲渡または贈与をする場合
 - ハ 貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の所有権その他の利用権限をお客さまが失う場合
 - ニ 貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の全部もしくは本件設置場所を含む一部またはこれらの使用権限について売買、相続等が生じ、譲受人が本契約の承継を希望しない場合

16 契約の解除

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、あらかじめその旨を原則として書面によりお客さまに通知したうえで、お客さまとの間の本契約を解除することができるものといたします。

- イ 本申込の内容に虚偽の内容が含まれていた場合
 - ロ 小売供給の料金を支払期日および支払期限を経過してもなお支払われない場合その他小売供給契約に違反した場合
 - ハ 当社との間の小売供給契約が本契約期間中に終了した場合
 - 二 15（契約期間および中途解約）（2）に該当する場合でお客さまが当社に通知しない場合、またはその他の事由によりお客さまが当社に通知することなくその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
 - ホ 貸与約款に定める蓄電池を設置する建物の全部もしくは貸与約款に定める蓄電池の設置場所を含む一部またはこれらの使用権限を第三者（お客さまの譲受人を含みます。）が取得した場合（ただし、売買、相続等が生じた場合であって、本契約上の地位が譲受人に承継された場合を除きます。）
 - ヘ 貸与約款による中途解約をした場合、または契約の解除をされた場合
 - ト 18（反社会的勢力排除に関する条項）に違反した場合
 - チ 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けた場合
 - リ その他当社との間の信頼関係を破壊する重大な本契約の違背で是正不能のものがあつた場合
 - ヌ 政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等に重要な変化が生じ、やむを得ず、本契約を解除させていただくと当社が判断した場合
- (2) 契約の解除は、（１）イ～リについては当該事項が判明した時点で速やかに行います。ヌについては、書面で 3 か月前までに通知いたします。

17 本契約終了後の債権債務関係

本契約期間中の債権債務は、本契約の終了によって消滅いたしません。

VII そ の 他

18 反社会的勢力排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約の申込み時以降、本契約期間を通じて、次のいずれにも該当しないことを相手方に対して表明し保証するものとします。
- イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。）の構成員をいいます。）
 - ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいいます。）
 - ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準

構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員をいいます。)

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。）

ヘ 特殊知能暴力集団等（上記イ、ロ、ハ、ニまたはホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者をいいます。）

ト その他上記イ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘに準じる者

- (2) 当社は、お客さまが上記(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが上記(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、いかなる損害の補償も要せず、16（契約の解除）(1)の規定に従い、本契約を解除いたします。

19 免責事項

- (1) 当社は以下の事項について何ら保証するものではありません。

イ 本約款の内容の全部または一部が変更されることなく維持されること

ロ 本約款の内容やお客さまが本約款を通じて得る情報についての完全性、正確性、堅実性または有用性

- (2) 以下の場合において、当社は、お客さまに逆潮流電力が発生した場合の買取料金の支払い、ならびにお客さまに生じた損害等の賠償につき、何ら保証するものではありません。

イ 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって損害を受けた場合

ロ 本約款の16（契約の解除）の定めに基づき、契約を解除した場合

ハ 申込時の誤記入等により、買取料金の還元ができなかった場合

ニ お客さまが本約款を遵守しないことにより法的責任や損害が生じた場合

ホ その他、当社の責でない理由により、法的責任や損害が生じた場合

20 第三者への委託

本サービスに係る本申込があったことをもって、お客さまは、当社が本サービスに関する業務を第三者へ委託できることを承諾するものとみなします。

21 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本契約は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものといたします。

- (2) 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

22 誠実協議

本約款に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議のうえ、これを解決するものといたします。

附則（実施期日）

本約款は、2026年7月16日から実施いたします。